

入院時の食費・居住費基準額の見直しについて

診療報酬改定を受け、令和8年6月1日より、入院時の生活療養標準負担額（患者様負担分）が下記の通り値上がりとなります。

■入院時の標準負担額

～令和8年5月

改定後 令和8年6月～

	所得区分		食費	居住費 <small>※当院は療養・回復期病棟のみ</small>	食費	居住費 <small>※当院は療養・回復期病棟のみ</small>
	69歳まで	70歳以上				
一般所得者 の場合	区分ア	現役並みⅢ	1食 510 円 (1日3食 1,530 円)	370円	1食 550 円 (3食 1,650 円)	430円
	区分イ	現役並みⅡ				
	区分ウ	現役並みⅠ				
	区分エ	一般				
	指定難病患者		1食 300 円 (1日3食 900 円)	0円	1食 330 円 (1日3食 990 円)	0円
住民税非課税世帯 の場合	区分オ	低所得Ⅱ	1食 240 円 (1日3食 720 円)	370円 <small>※指定難病患者は0円</small>	1食 270 円 (1日3食 810 円)	430円 <small>※指定難病患者は0円</small>
住民税非課税かつ 所得が一定基準に 満たない70歳以上 の場合	—	低所得Ⅰ	1食 110 円 (1日3食 330 円)	370円 <small>※指定難病患者は0円</small>	1食 130 円 (1日3食 390 円)	430円 <small>※指定難病患者は0円</small>

※全医療機関共通の引き上げ額です

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院 院長 中尾 健太郎